

周南市各浄化センター窒素・りん自動測定機保守点検業務仕様書

本仕様書は、周南市上下水道局の各浄化センターの窒素・りん自動測定機保守点検業務に適用するものとする。

・機種名：TPNA-500 (株堀場アドバンスドテクノ製)

1. 履行場所

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 徳山中央浄化センター | 周南市晴海町3番1号(令和6年9月末まで) |
| ② 徳山東部浄化センター | 周南市鼓海三丁目118番22 |
| ③ 新南陽浄化センター | 周南市港町8番1号 |
| ④ 新南陽北部浄化センター | 周南市大字米光437-9番地 |
| ⑤ 鹿野浄化センター | 周南市大字鹿野下1321-1番地 |

2. 業務内容

(1) 業務範囲(徳山東部浄化センター・新南陽浄化センター・新南陽北部浄化センター・鹿野浄化センター)

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 1年毎定期オーバーホール | 年1回 |
| ② 純水装置点検(ELGAカートリッジ TPNA-500) | 年2回 |
| ③ 半年定期簡易点検 | 年1回 |
| ④ 年間保守業務 | 異常発生時 |

業務範囲(徳山中央浄化センター)

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 純水装置点検(ELGAカートリッジ TPNA-500) | 年1回 |
| ② 半年定期簡易点検 | 年1回 |
| ③ 半年間保守業務(令和6年9月末まで) | 異常発生時 |

※業務完了後、速やかに報告書を提出すること

(2) 業務内容

1) 1年毎定期オーバーホール(設置から5年目)

新南陽浄化センター、新南陽北部浄化センター

① 消耗部品交換

ダイヤフラム(PN-1XX)	1個
ミストキャッチャクミ	1個
カップリング	1個
ファメドチューブ	1個
パッキン類1年交換対象	1式
UVランプ(4W)窒素分解器用	2個
Oリング(AS568-326)	1個
メッシュフィルタ	1個
Oリング(PN-1XXOF)	1個

コーンエース	2個
電磁弁（101、102、103用）	3個
電磁弁（SV-N1、P1用）	2個
パッキン類5年交換対象	1式
セルマドN	1個
セルツギテ	1個
反応セル（PN-1XX）	1個
ヒータクミ（TPNP-500）	1個
コウガクフィルタ（PN-1XX）	1個
UVランプデンゲンシヨカイセット	1個
電磁弁（SV-N2、P2）	2個
電磁弁（SV-126、226用）	2個
ピンチバルブ（PV-121、127用）	2個
電磁弁（SV-HC1用）	1個

② 機能・動作試験

③ 総合試験

1年毎定期オーバーホール（設置から4年目）
徳山東部浄化センター・鹿野浄化センター

① 消耗部品交換

ダイヤフラム（PN-1XX）	1個
ミストキャッチャクミ	1個
カップリング	1個
ファメドチューブ	1個
パッキン類1年交換対象	1式
UVランプ（4W）窒素分解器用	2個
Oリング（AS568-326）	1個
メッシュフィルタ	1個
Oリング（PN-1XXOF）	1個
コーンエース	2個
セルツギテ	1個
反応セル（PN-1XX）	1個
エアフィルタ（PN-1XX）	1個
ハイカンSサンプル	1個
ハイカンSシヤク	1個
リチウムデンチクミ	1個
UVランプ（4W）りん分解器用	1個
パッキン類3年交換対象	1式
電磁弁（SV-123用）	1個
電磁弁（SV-125、225、OUT、P3、CE用）	6個
電磁弁（101、102、103用）	3個
電磁弁（SV-N1、P1用）	2個

② 機能・動作試験

③ 総合試験

2) 純水装置点検

① 純水装置点検清掃

② E L G Aカートリッジ交換(T P N A - 5 0 0) 2回(1回に1個)

3) 半年定期簡易点検

① 試料採取口点検清掃及びサンプリング水流量確認点検

② オーバーフロー槽点検、清掃

③ 配管、継手、液漏れ確認

④ 計量部、分析部、操作部、目視点検

⑤ ゼロスパン調整

4) 年間保守業務

測定機異常発生時の緊急処置

3. 業務計画の作成

業務を計画的に遂行するために、保守点検整備計画を作成し、事前に施設担当課の承認を得ること。

4. 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(※徳山中央浄化センター分の業務については令和6年9月末まで)

5. 支払方法

業務完了後、1回払い

6. 関連法令等の遵守、安全教育の徹底

(1) 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

(2) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

(3) 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

7. その他

契約書、本仕様書に定めてない事項については、発注者受注者双方が協議して定めるものとする。

以 上